	測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.14 同上70,000人を超え80,000人までの数　−0.07 同上80,000人を超え88,000人までの数　0.27 同上88,000人を超え92,000人までの数　0.28 同上92,000人を超え96,000人までの数　−0.50 同上96,000人を超え98,000人までの数　−1.56 同上98,000人を超え99,500人までの数　−2.08 同上99,500人を超える数　−2.77
［略］	［略］

別表第二

(1)　段階補正係数及び普通態容補正係数に用いる数値の補正率（第８条、第10条関係）

経費の種類	地域区分	率
その他の教育費のうち人口を測定単位とするもの	指定都市の区域	0.912
	中核市の区域	0.954
	その他の区域	1.000
社会福祉費	指定都市の区域	0.944
	中核市の区域	0.962
	福祉事務所設置町村の区域	0.998
	その他の区域	1.000
衛生費	指定都市の区域	0.709
	中核市の区域	0.879
	特別区及び保健所設置市の区域	0.884
	その他の区域	1.000
こども子育て費	指定都市の区域	0.747
	児童相談所設置中核市の区域	0.750
	中核市の区域	0.975

	測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.14 同上70,000人を超え80,000人までの数　−0.05 同上80,000人を超え88,000人までの数　0.23 同上88,000人を超え92,000人までの数　0.23 同上92,000人を超え96,000人までの数　−0.33 同上96,000人を超え98,000人までの数　−1.62 同上98,000人を超え99,500人までの数　−2.16 同上99,500人を超える数　−2.87
［同左］	［同左］

別表第二

(1)　段階補正係数及び普通態容補正係数に用いる数値の補正率（第８条、第10条関係）

経費の種類	地域区分	率
その他の教育費のうち人口を測定単位とするもの	指定都市の区域	0.942
	中核市の区域	0.972
	その他の区域	1.000
社会福祉費	指定都市の区域	0.800
	児童相談所設置中核市の区域	0.807
	中核市の区域	0.968
	福祉事務所設置町村の区域	0.997
	その他の区域	1.000
衛生費	指定都市の区域	0.713
	中核市の区域	0.880
	特別区及び保健所設置市の区域	0.886
	その他の区域	1.000

第明治三十二種郵便物認可　三十一年三月二十五日